



熊本県公報

号外 第 2 3 号

平成 28 年 3 月 29 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則…………… (人事課) 1
- 熊本県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則…………… (健康危機管理課) 1
- 理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則…………… (薬務衛生課) 2
- 熊本県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… (//) 8
- 熊本県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則…………… (環境保全課) 8
- 熊本県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則…………… (自然保護課) 8
- 熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (//) 8
- 熊本県少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則…………… (くらしの安全推進課) 9

規 則

熊本県女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則をここに公布する。
平成 28 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 8 号

熊本県女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成 27 年政令第 318 号）第 1 条第 2 項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 15 条第 1 項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

熊本県知事	熊本県知事が任命する職員
熊本県議会議長	熊本県議会議長が任命する職員
熊本県選挙管理委員会	熊本県選挙管理委員会が任命する職員
熊本県代表監査委員	熊本県代表監査委員が任命する職員
熊本県人事委員会	熊本県人事委員会が任命する職員
熊本県各海区漁業調整委員会	熊本県各海区漁業調整委員会が任命する職員
熊本県病院事業管理者	熊本県病院事業管理者が任命する職員

附 則
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 28 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 9 号

熊本県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則
熊本県製菓衛生師法施行細則（昭和 42 年熊本県規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「職業能力開発促進法施行令（昭和 44 年政令第 258 号）別表第 1」を「職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）別表第 11 の 3 の 3」に改める。

附 則
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する
平成28年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第10号

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則
(理容師法施行細則の一部改正)

第1条 理容師法施行細則(昭和39年熊本県規則第47号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

(裏)

理容所の構造及び設備の概要等						
建 築 構 造	造 階建て		居室等との隔壁の有無			
床 面 積	㎡ (うち作業場の面積		㎡、待合所の面積		㎡)	
床 の 材 質	コンクリート・板張り・ピータイル・リノタイル・その他 ()					
腰 板 の 材 質	コンクリート・板張り・ピータイル・リノタイル・その他 ()					
手指、器具等洗淨用洗場の材質			洗髪用洗場の材質			
冷房設備の種類			暖房設備の種類			
換気装置の種類		照 明 設 備	種 類 ()	w 個	w 個	w 個
			種 類 ()	w 個	w 個	w 個
種 別	数 量	種 別	数 量	種 別	数 量	
理 容 椅 子		消 毒 設 備 等		消毒済器具等用容器等		
その他特定の用途に用いる椅子		煮 沸 消 毒 器		未消毒器具等用容器等		
		蒸 気 消 毒 器		汚 物 箱		
		紫 外 線 消 毒 器		毛 髪 箱		
		消 毒 液 (種類)				
理容所の平面図及び設備の配置状況						
使用する水の種別	水道水 ・ 井戸水		汚水の処理状況			

備考

- 1 氏名 (法人にあつては、代表者の氏名) を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 美容所の欄については、開設しようとする理容所と同一の場所で現に美容所が開設されている場合は当該美容所の名称を、開設しようとする理容所と同一の場所で美容師法第 1 1 条第 1 項の規定による届出がされている場合 (開設しようとする理容所と同一の場所で現に美容所が開設されている場合を除き、当該届出をこの届出と同時にを行う場合を含む。) は当該美容所の開設予定年月日をそれぞれ記入してください。
- 3 管理理容師の欄については、理容師法第 1 1 条の 4 第 1 項に規定する理容所を開設する場合は記入してください。
- 4 理容師その他の従業者の欄については、見習者及び家族従業員についても記入し、理容師については、その登録番号を記入するとともに、理容師法施行規則第 1 9 条第 1 項第 6 号に規定する疾病がある場合は、その旨を備考欄に記入してください。
- 5 理容所の平面図及び設備の配置状況の欄については、設備の配置状況を記入した図面をこの届出書に添付する場合は記入を省略することができます。

添付書類

- 1 理容師に係る理容師法施行規則第 1 9 条第 1 項第 6 号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書
- 2 理容師法第 1 1 条の 4 第 1 項に規定する理容所を開設する場合は、当該理容所の管理理容師が同条第 2 項の規定に該当することを証する書類
- 3 外国人がこの届出をする場合は、住民票の写し (住民基本台帳法第 3 0 条の 4 5 に規定する国籍等を記載したものに限る。)

(日本工業規格 A 4)

(美容師法施行細則の一部改正)

第2条 美容師法施行細則(昭和39年熊本県規則第48号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

(裏)

美容所の構造及び設備の概要等						
建 築 構 造	造 階建て		居室等との隔壁の有無			
床 面 積	㎡ (うち作業場の面積		㎡、待合所の面積		㎡)	
床 の 材 質	コンクリート・板張り・ピータイル・リノタイル・その他 ()					
腰 板 の 材 質	コンクリート・板張り・ピータイル・リノタイル・その他 ()					
手指、器具等洗浄用洗場の材質			洗髪用洗場の材質			
冷房設備の種類			暖房設備の種類			
換気装置の種類		照 明 設 備	種 類 ()	w 個	w 個	w 個
			種 類 ()	w 個	w 個	w 個
種 別	数 量	種 別	数 量	種 別	数 量	
美 容 椅 子		消 毒 設 備 等		消毒済器具等用容器等		
その他特定の用途に用いる椅子		煮 沸 消 毒 器		未消毒器具等用容器等		
		蒸 気 消 毒 器		汚 物 箱		
		紫 外 線 消 毒 器		毛 髪 箱		
		消 毒 液 (種類)				
美容所の平面図及び設備の配置状況						
使用する水の種別	水道水 ・ 井戸水		汚水の処理状況			

備考

- 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 理容所の欄については、開設しようとする美容所と同一の場所で現に理容所が開設されている場合は当該理容所の名称を、開設しようとする美容所と同一の場所で理容師法第 1 1 条第 1 項の規定による届出がされている場合(開設しようとする美容所と同一の場所で現に理容所が開設されている場合を除き、当該届出をこの届出と同時に行う場合を含む。)は当該理容所の開設予定年月日をそれぞれ記入してください。
- 3 管理美容師の欄については、美容師法第 1 2 条の 3 第 1 項に規定する美容所を開設する場合は記入してください。
- 4 美容師その他の従業者の欄については、見習者及び家族従業員についても記入し、美容師については、その登録番号を記入するとともに、美容師法施行規則第 1 9 条第 1 項第 6 号に規定する疾病がある場合は、その旨を備考欄に記入してください。
- 5 美容所の平面図及び設備の配置状況の欄については、設備の配置状況を記入した図面をこの届出書に添付する場合は記入を省略することができます。

添付書類

- 1 美容師に係る美容師法施行規則第 1 9 条第 1 項第 6 号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書
- 2 美容師法第 1 2 条の 3 第 1 項に規定する美容所を開設する場合は、当該美容所の管理美容師が同条第 2 項の規定に該当することを証する書類
- 3 外国人がこの届出をする場合は、住民票の写し(住民基本台帳法第 3 0 条の 4 5 に規定する国籍等を記載したものに限る。)

(日本工業規格 A 4)

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の理容師法施行細則及び美容師法施行細則の規定により提出されている届出書は、改正後の理容師法施行細則及び美容師法施行細則の規定により提出された届出書とみなす。

熊本県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第11号

熊本県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

熊本県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成14年熊本県規則第11号）の一部を次のように改正する。

- 第2条第4項中「、第39条の2第2項ただし書」を削る。
- 第3条第1項中「若しくは第28条第3項ただし書」を「、第28条第3項ただし書若しくは第39条の2第2項ただし書」に、「又は店舗」を「、店舗又は営業所」に改め、「、第39条の2第2項ただし書」を削る。
- 第6条第1項中「身分証明書、」を削り、「提出しなければならない」を「身分証明書の書換え交付を申請しなければならない」に改め、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項後段を削り、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。
- 4 破損に係る身分証明書の再交付は、前項の規定による申請をした者が現に有する身分証明書と引換えに新たな身分証明書を交付して行うものとする。
- 第6条第1項の次に次の1項を加える。
- 2 身分証明書の書換え交付は、前項の規定による申請をした者が現に有する身分証明書と引換えに新たな身分証明書を交付して行うものとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第12号

熊本県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県環境影響評価条例施行規則（平成12年熊本県規則第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「第2条第1項第10号の電気事業者（以下単に「電気事業者」という。）又は同項第11号の卸供給を行う事業を営み、若しくは営もうとする者」を「第2条第1項第15号の発電事業者」に、「卸供給事業者」を「単に「発電事業者」に、「電気事業者又は卸供給事業者」を「発電事業者」に改め、同表の5の項中「電気事業者又は卸供給事業者」を「発電事業者」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第13号

熊本県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県自然環境保全条例施行規則（昭和48年熊本県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号ウ(ナ)中「第2条第1項第16号」を「第2条第1項第18号」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第14号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則（平成16年熊本県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第23条第1号ネ及び第25条第6号中「第2条第1項第16号」を「第2条第1項第18号」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第15号

熊本県少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県少年保護育成条例施行規則（昭和46年熊本県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1号中「第2条第1項第8号」を「第2条第1項第5号」に改め、「国家公安委員会規則で定める」を削る。

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。ただし、第2条の2第1号の改正規定（「国家公安委員会規則で定める」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。